

# 2026 年度水質総量削減計画等検討調査業務仕様書（案）

## 1 適用範囲

本仕様書は愛知県環境局環境政策部水大気環境課（以下「発注者」という。）が実施する「2026 年度水質総量削減計画等検討調査業務（以下「本業務」という。）」に適用するものとする。

本業務の受託者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解した上で業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

## 2 業務の目的

本業務では、第 10 次水質総量削減\*において、伊勢湾・三河湾を対象とした栄養塩類増加措置（以下「増加措置」という。）による海域環境への影響について、数値シミュレーションモデルによる事前影響評価を行い、水環境保全上の支障のない範囲で管理目標量を推計するとともに、順応的な栄養塩類管理の方法など、水質総量削減（総量管理）計画及び栄養塩類管理計画の策定に必要とされる事項を検討することを目的とする。

※ 国は、第 10 次水質総量削減（目標年度：2029 年度の予定）において、水質総量削減制度から「水質総量管理制度」へ転換を図り、瀬戸内海と同様に、栄養塩類管理計画を策定することにより、伊勢湾・三河湾においても、地域のニーズに応じた海域への増加措置の実施を可能とする方針である。

## 3 委託期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 25 日（木）までとする。

## 4 業務内容

本業務の受託者は、伊勢湾・三河湾のほか、瀬戸内海など閉鎖性水域における総量削減制度及び栄養塩類管理制度に関連する法令、告示、ガイドライン及び通知、これまでに実施されてきた増加措置の事例、愛知県栄養塩管理検討会議報告書「漁業生産に必要な望ましい栄養塩管理のあり方」並びに環境省（中央環境審議会を含む。）、国土交通省及び水産庁における最新の検討状況等を十分に踏まえた上で業務を実施するものとする。

### （1）計画準備

本業務の目的及び趣旨を把握し、作業に必要な準備を行う。契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、提出する。業務計画書には、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果物の品質を確保するための計画、成果物の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時を含む。）、個人情報管理の管理体制等を記載する。

### （2）事前影響評価のための数値シミュレーションモデルの構築

伊勢湾・三河湾において、増加措置実施者（沿海の下水処理場等）による増加措置が及ぼす水質への影響について、適切に予測・評価することが可能な数値シミュレーションモデルを構築する。

## ○構築モデルの要件

- ・愛知県が「三河湾における全窒素・全りんに係る水質環境基準の水域類型の見直し」に用いたシミュレーションモデルを参考とし、流れ、水温、塩分等の変化を再現する流動モデルと、栄養塩類の循環、プランクトンの増殖等を再現する生態系モデルを組み合わせ、水質と生態系の2つの観点からの予測・評価が可能であること。
- ・評価項目には、少なくともCOD、全窒素、全りん、底層DO、クロロフィルaを含むこと。
- ・適切に現況再現を行い、第10次水質総量削減において、増加措置が海域全体及び増加措置実施者周辺海域に及ぼす水質への影響を把握・評価するために必要な予測精度を十分に確保すること。

### (3) 増加措置が環境に及ぼす影響の事前評価

(2)において構築したモデルを用いて、増加措置を実施した場合(5ケース以上)について、水質への影響の事前評価を行う。濃度分布の図示に当たっては、静止画及び必要に応じて動画で整理する。

なお、増加措置実施者、期間(周年又は季節別等)及び放流濃度等の設定は、発注者と協議の上、決定する。

### (4) 管理目標量(案)等の推計

(3)において実施した事前評価の結果を踏まえて、増加措置に伴う栄養塩類増加量を加味した上で、第10次水質総量削減(総量管理)計画における管理目標量を推計する。

なお、増加措置実施者以外からの発生負荷量の算定方法については、発注者と協議の上、決定する。

### (5) 順応的な栄養塩類管理の方法の検討

#### ア 先行事例調査

栄養塩類管理計画を策定するに当たり、検討材料となる先行事例の調査を行う。

原則として、2021年の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により増加措置の実施が可能となった瀬戸内海における栄養塩類管理計画に係る事例及び伊勢湾・三河湾などの閉鎖性水域で実施されている増加措置の事例については、施肥・海底耕耘等を含め、実施主体のほか、可能な限り実施規模、影響・効果、実施に必要な費用等が分かるように資料の収集・整理を行うこと。

#### イ 既存のモニタリング状況の収集・整理

伊勢湾・三河湾において、実施されている水環境等に係るモニタリング状況及びその結果について収集・整理を行う。

原則として、国、県及び市町村等が海域において実施している各種モニタリングの状況、結果のうち、水質への影響及び漁業生産等への効果を把握するために活用可能と考えられるものについて、モニタリング地点、項目、頻度等を把握できるように整理すること。

## ウ 事後モニタリング手法等の検討

ア及びイにおいて収集・整理した先行事例、モニタリング状況、「栄養塩類管理計画策定に関するガイドライン（環境省）」等を参考に、増加措置実施後の水質への影響及び漁業生産等への効果を効果的に把握していくために必要となる事後モニタリングの手法、実施機関、対象海域、モニタリング地点、項目、頻度等の検討を行う。

## エ 影響・効果の評価方法及び中断条件等の検討

増加措置による水質への影響及び漁業生産等への効果について、事後モニタリング結果の評価方法及び栄養塩類管理の状況を把握し、順応的に管理するための実施体制を検討する。

また、周辺海域に水環境保全上の支障となる影響が生じた場合に、速やかに栄養塩類増加措置を中断する条件、また、再開するための条件を関係機関等の意見も踏まえて検討する。

## (6) 有識者及び関係者へのヒアリング

業務の実施に当たっては、水質の予測手法、伊勢湾・三河湾の水質への影響及び漁業生産等への効果を把握するためのモニタリングの手法、評価方法等に精通した有識者並びに増加措置の実施を想定している下水処理場等へのヒアリングを行い、資料を補足する情報及び意見を取り入れて検討する。

ヒアリング先としては、大学、愛知県水産試験場及び下水道管理者等を想定しており（5回程度）、ヒアリング後には速やかに結果を記した記録簿を作成する。

## (7) 関係機関協議資料の作成

本業務で収集した資料及び検討結果を取りまとめ、増加措置の実施に係る関係機関協議等の手続き及び愛知県環境審議会水質・地盤環境部会（2027年1～2月頃、1回程度を想定）で使用する資料及び想定質問を発注者と協議の上、作成する。また、必要に応じて部会及び委員への事前説明に同席し、発注者を補助する。

部会において委員より指摘を受けた検討事項については、課題の整理及び更なる検討等を行い、協議資料に反映させること。

## (8) 栄養塩類管理計画（案）の取りまとめ

(2)～(7)の内容を整理し、「栄養塩類管理計画策定に関するガイドライン（環境省）」に沿った栄養塩類管理計画（案）を取りまとめる。

## (9) 報告書作成

業務内容を取りまとめ、その他記録すべき事項を記載した報告書を作成する。

## (10) 打合せ協議

本業務の進行方針、進捗状況の確認等のため、下記の区切りにおいて打合せを行うこととし、打合せ後には速やかに結果を記した記録簿を作成する。

- ア 業務着手時
- イ 業務中間時（2回）
- ウ 納品時
- エ 別途必要に応じて、発注者の指示による。

## 5 成果品の提出

本業務の成果として以下を取りまとめて提出する。写真や着色のある図・表はカラー印刷とする。なお、提出に当たっては、十分な照査を行うものとする。

- (1) 報告書（A4判：ファイル綴じ）：2部
- (2) 資料集（収集・整理した資料）：2部
- (3) その他発注者が必要と認めたもの
- (4) 上記成果品等の電子データ（電子媒体）：2部

愛知県電子納品運用ガイドラインに基づき電子納品の対象となる成果品やその作成については、同ガイドライン及び同ガイドラインに示す各要領、各基準によるものとする。

本業務で得られた成果を基に、2027年度以降に愛知県環境審議会水質・地盤環境部会で栄養塩類管理計画について審議し、策定する予定のため、本業務で取りまとめた基礎資料やデータ、報告書及び報告書の図表等については、発注者が加工や利用をしやすいように、元データの含まれたマイクロソフト社のワード形式、エクセル形式やJPEG形式等の加工可能なデータ形式で提出すること。

また、本業務に関する報告書及びデータについては、少なくとも2030年度（第10次水質総量削減目標年度の翌年度）末まで保存し、発注者からの問合せ及びデータ提供依頼があった時には、適切に対応し、データを提供すること。

## 6 その他

### (1) 関係官公庁への手続き等

本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、本業務を実施するために、関係官公庁等や漁業協同組合等に対する諸手続きや調整が必要な場合は、受託者が適切に行うものとする。

また、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告し協議するものとする。

### (2) 関連法令及び条例の遵守

本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

### (3) 守秘義務

ア 契約書第5条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

イ 当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

ウ 本業務に関して発注者から提示又は貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書

の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

エ 当該業務に関して発注者から提示又は貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

オ 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

カ 当該業務完了時に、発注者から提示又は貸与された資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却又は消去若しくは破棄を確実に行うこと。

キ 当該業務の遂行において提示又は貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

#### (4) その他

ア 本業務の実施に当たっては、適正な人員を配置するとともに、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に発注者と連絡調整を行うこと。また、作業に当たって疑義が生じた時は、速やかに発注者と協議を行うこと。

イ 本業務の実施に当たり、受託者は、積極的に関係者・関係機関との調整を行うこと。また、発注者と関係機関との打合せ協議等に、発注者から要請があった場合は出席し、発注者を補助すること。

ウ 成果品納入後に、不具合・間違い等が発見された場合については、受託者の責任において、速やかに修正を行うこと。

エ 工程管理には十分配慮すること。

オ 本業務を行うに当たって必要な資料は、発注者が貸与するもの以外、受託者が適切に収集するものとする。

カ 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属すること。

キ 本業務を行うに当たって使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

ク この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。

ケ 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、発注者の指示がない限り実行すること。

コ その他、不明な点については発注者と協議の上で決定のこと。